CO-OP海外の旅

「短期語学留学 アクティブ」旅行条件

お申込みのみなさまへ

お申込みの際には必ずこの旅行条件を十分お読みください このパンフレット掲載の各旅行のお申込みは下記の条件によりお受けいたします。

1 旅行契約

- 1. このパンフレット掲載の各旅行は、各旅行日程に表示した旅行 会社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様 は該当の旅行会社と募集型企画旅行契約を締結することにな
- 2. 旅行契約の内容・条件は、パンフレット・各社旅行条件書・出発前 にお渡しする最終旅行日程表、および該当旅行会社(以下「各社」 といいます)の募集型企画旅行契約約款によります。

- 1. お申込みは下記の3つの方法のいずれかでお受けします。 ①海外旅行取扱生協(以下、生協店舗といいます。)でのお
 - ②旅行相談会でのお申込み
 - 電話でのお申込み(※生協店舗によっては、電話でのお申込みをお受けしてない場合もございます。) くわしくはバンフレットの説明、注意事項でご確認ください。
- 2. 旅行契約の成立は各社が旅行契約の締結を承諾し、生協店舗 が申込金(1万円以上)を受領した時点とします。
- 3. ガイドブック「出発までに&旅先で…」を必ずお受け取りください。

3 お申込み条件

- 1.18歳未満の方は保護者の同行又は同意書の提出を条件といたします。
- 70才以上の方、妊婦の方の参加はその旨お知らせいただき 健康診断書の提出をお願いいたします。場合によってはお断 りすることもあります。
- 3. 身体障害者、血圧異常等の慢性疾患をお持ちの方、あるいは現 在健康を害しておられる方はその旨お申し出ください。慢性 疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方は医師の健康診断書を提出していただきます。この場合、団体行動に支障 をきたすと各社が判断する場合は申込みをお断りさせていた だくか、又は同伴者の同行を条件とする場合があります。
- 4. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診 断又は加療を必要とする状態になったと各社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせてい ただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担とな ります。
- 5. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、 コースにより別途条件でお受けすることがあります。 6. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な
- 実施を妨けるおそれがあると各社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。 その他各社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断
- りすることがあります。
- 各旅行により特別の条件がつく場合がありますので、該当の 旅行掲載ページをご覧ください。
- 9. 原則として大学生協の組合員を対象としております。 ただし特定旅客層を対象とした旅行あるいは、特定の旅行目的を有 する旅行については年齢、資格、技能その他の条件が各社の指定する 条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

1. 渡航に必要な書類等(パスポート、ビザなど)はご自身の責任で 取揃えてください。すでにお持ちの方も有効期間などにご注意く ださい。特に外国籍の方は事前に必要な書類(パスポート、各国 ビザ、日本の再入国許可証など)をご用意ください。

5 旅行代金のお支払い

- 1. 旅行代金から申込金を差し引いた残額を旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって30日目にあたる日より前までに、生協 店舗が確認出来るようお支払いくださし
 - 生協店舗にお申込みの方は、申込生協店舗へお支払いくださ い。相談会会場、電話によるお申込みの方は、別途のご案内の 方法でお支払いください。
- 2. クレジットカードによるお支払いも旅行開始日の31日前までに お申込み窓口にて所定の手続きを行ってください。 3.トラベルローンご利用の場合は「ローン申込書」にて直ちに手続
- きをしてください。ローンのご利用は旅行開始日の1か月前で締 め切らせていただきます。

6 旅行代金

- 1.「旅行代金」は、111 の「取消料」、及び20 の「変更補償金」の 額の算出の際の基準となります。このパンフレットにおける 「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プ ラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金とし
- て表示した金額」となります。 2. 幼児(2才未満) および小児(2才以上12才未満)を同伴す る場合旅行代金が異なる場合がありますのでお問い合わせく
- 3. 利用する運送機関の運賃、料金の変更が生じた場合は、旅行申 込み以後であっても旅行代金が変更される場合があります。 この場合には旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知します。

4. 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、外国の官公署 の命令、その他各社の管理できない事由により、旅行内容に変 更が生じた場合、その範囲内において旅行代金の額を変更す ることがあります。

7 旅行代金に含まれるもの

- 1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃 (コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き エコノミークラスとなります。この運賃・料金には、運送機 関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)を含みます。)
- 2. 旅行日程に明示した語学研修費用
- (詳しくはパンフレットの記載内容を参照してください)
- 3. 旅行日程に含まれる送迎パス等の料金(空路・駅・埠頭と宿泊場所) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- 5. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人 部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- 6. 旅行日程に明示した食事の料金・税・サービス料
- 7. 現地出入国税、空港税、航空保険料
- 8. 手荷物の運搬料金
 - お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の 場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用 等級や方面によって異なりますので、詳しくは係員におたず
- ねください。) 9. 団体行動中の心付け(チップ)
- 10. 添乗員付コースの添乗員の同行費用
- 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則
- として払戻しはいたしません。

8 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。(本文中に別規定ある場 合を除く。)その一部を例示します。

- 1. 超過手荷物料金(規定の重量 容量・個数を超える分について) 2. クリーニング代・電報電話料・ホテルのボーイ/メイド等に 対する心付けその他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれ に伴う税・サービス料
- 3. 渡航手続き関係諸費用(旅券印紙代·査証料·予防接種料金· 渡航手続き取扱い料金)
- 4. お客様のご希望によりお一人部屋を使用される場合の追加代金
- 5. 希望者のみ参加されるオブショナルツアー (別途料金の小旅行)の代金 6. 国際観光旅客税(ウィッシュインターナショナル企画・実施コースを除く)
- 日本国内の空港施設使用料・旅客保安サービス料
- 8. 日本国内における出発空港までの交通費及び宿泊費並びに到 着空港からの交诵春及び宿泊春
- 9. おみやげ品及び持込品にかかる税等
- 10. 障害・疾病等に関する医療費
- 11. 大阪·名古屋·福岡·札幌から参加の場合:国内移動に伴う 宿泊費(国内線予約の都合上、当日国際線との接続が出来ない場合など)及び交通費(羽田~成田間の交通費など)
- 12.「語学研修とホームステイ」においては、下記の費用は別に定めのない限り旅行代金に含まれておりません。

 - ・指定の滞在先以外で外食をした時の食事代 ・受入団体、家庭の招待によるものを除く現地でのパーティー、レクリエーション費用
 - 自由行動中の諸費用及び自由旅行中の一切の費用
 - ・希望者のみが参加する別途料金の現地における小旅行(オ プショナルツアー、エクスカーション)の料金
- テキスト教材費
- 13. 任意加入の海外旅行保険費用

9 旅行契約内容の変更

1. 各社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、運送機関 等における争議行為、外国の官公署の命令、その他各社の管 理できない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑 な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ 理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由 を説明します。

10 旅行契約の解除・払戻し

- (1) 旅行開始前
- 1. お客様はいつでも後記 111 に定める取消料を支払って旅行契約 を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は生 協店舗の営業時間内にお受けいたします。
- 2. お申込後の変更及びローン不許可による取消も同様の扱いとな
- 3. 取消料の算定は総て出発日を基準といたします。帰路便選択 コースの場合で、帰路便のみの変更も同様です。 4. お客様は、次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支
- 払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。 ①当初の旅行内容に重要な変更があったとき。ただし、その変更が後記 20 の表左欄に掲げるものその他の重要なもの である場合に限ります。
- ②前記 6 の旅行代金の項4に基づいて旅行代金が増額されたとき。

- ③天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為 外国官公署の命令その他当社の管理できない事由により旅 行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不 可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④各社の責任に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- 5. 各社は本項アの 1. により旅行契約が解除されたときは、既に 日本は本頃のの1.により派引来制が解除されたことは、助に 収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を 差し引き払戻しをいたします。取消料を申込金がまかなえない ときは、その差額を申し受けます。また本項アの 4.により旅 行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(ある いは申込金)全額を払戻しいたします。
- 6. 取消しの方法

お申込みになった生協店舗にお申し出になり所定の用紙に記入 し提出してください。

次の場合に各社は理由を説明して旅行契約の解除をすること があります。

- 1. お客様が各社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、 各社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消 料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 2. 各社があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技術その他の旅 行条件を、お客様が満たしていないことが明らかになったとき。
- 3. お客様が病気・必要な介助者の不在・その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 4. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な 実施を妨げるおそれがあると認められるとき
- 5. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた
- 6. お客様の数がパンフレットに記載した最少催行人数に満たない この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目、ピーク時にあっては 33 日目にあたる日より前に旅 行中止の通知をいたします。
- 7. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提 供の 中止、日本又は外国官公署の命令その他各社の管理できない事由が発生した場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施不可能となったとき。又 は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 8. 各社は本項イの 1. により旅行契約を解除したときは、既に収受 している旅行代金(あるいは申込金)から取消料に相当する額の違約料を差引いて払戻しいたします。また、本項イの2.~ 6. により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金 (あるいは申込金) の全額を払戻しいたします。
- 主意」海外旅行保険をお申込み済みの方は、忘れず に保険の申込先まで保険の解約の連絡をしてください。

(2) 旅行開始後の解除・払戻し

- 1. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利
- 放棄とみなし、一切の払戻しばいたしません。 2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行 サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能 になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが できます。この場合各社は旅行代金のうち、不可能になった当 該旅行サービスの提供に係わる部分をお客様に払戻しいたし ます。
- 1. 旅行開始後であっても、各社は次に掲げる場合においては旅行 契約を解除することがあります。
 - a. お客様が病気・必要な介助者の不在・その他の事由により、 旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行 動の規律を乱し当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると
- c. 天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、日本又は 外国官公署の命令その他の管理できない事由により旅行の 継続が不可能になったとき。
- 2. 解除の効果及び払戻し 本項イの 1. により旅行契約の解除が行われたときであって お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は 有効に履行されたものとします。各社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から各社が当該旅行サービス提供者に支払い又は これから支払うべき取消料や違約料その他の名目による費用 を差引いて払戻しいたします。
- 3. 本項イの 1.a、Cにより各社が募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る ための必要な手配を引き受けます。
- 4. 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切 の費用は、お客様の負担とします。

11 取消料

お客様による取消しの場合

- ●全国大学生活協同組合連合会 旅行センター旅行企画・実施の各コース お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつ でも募集型企画旅行契約を解除することができます。契約解除の お申し出は、生協店舗の営業時間内にお受けします。
- a:「特定日」(4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7)に旅行を 開始する旅行
- b:「特定日以外」に旅行を開始する旅行

契約解除の日	a:「特定日」に旅行を 開始する旅行	b:「特定日以外」に旅行 を開始する旅行	
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目にあたる日まで。	旅行代金の 10%	無料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目にあたる日まで。	旅行代金の20%		
旅行開始日の前々日以降旅行開 始日まで。	旅行代金の50%		
旅行開始後の解除又は無連絡不 参加の場合	旅行代金の100%		

- ※参加者の任章で旅行サービスの一部を受領しなかった時又は 途中離団された場合は、参加者の権利放棄となり、一切の払戻 しをいたしません。
- ※その他の条件、及び特定期間(ピーク時等)及び特定コースにつ きましては、各社が別途お渡しする旅行条件書、またパンフレッ ト記載の旅行条件によります。

12 変更

お客様による変更の場合

コースや日程の変更をされる場合は一旦、お申込みになってい る旅行を取消しの上、新たなコースや日程にお申込みいただき ます。尚、取消しのお申出日が旅行開始日の前日より起算してさ かのぼって30日目にあたる日以降の場合は前記 111 の取消料が かかります。(ただし、ピーク時にあっては40日目より)

13 確定書面(最終旅行日程表)

- 1. 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された 確定書面(最終旅行日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお 渡しいたします。原則として旅行開始日の10日前~7日前にはお 渡しするよう努力いたしますが年末年始やゴールデンウィーク等 の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しす ることがあります。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7 日目に当たる日以降に各社のお申込みがなされた場合には出発当 日までにお渡しいたします。又、お渡し期日前であってもお問い合 せいただければ各社は手配状況についてご説明いたします。 2. 前1.の確定書面をお渡しした場合には、各社が手配し旅程を管理
- する義務を負う旅行サービスの範囲は、前1.の確定書面に記載す るところに特定されます。

14 添乗員等について

- 1. 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示してあります。
- 2. 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しな い旅行においては旅行先における現地係員が旅行を円滑に実施 するために必要な業務を行います。
- 3. お客様は旅行を円滑に実施するために各社及び添乗員等の指示 に従っていただきます。
- 4. 添乗員が同行しない旅行においては、現地における各社の連絡 先を最終旅行日程表に明示します。
- 5. 添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。

15 募集型企画旅行会社の責任

- 1. 各社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、各社または各社 が手配を代行させる者(以下手配代行者という)の故意又は過 失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損 害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して、2年 以内に各社に対して通知があったときに限ります。
- 2. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場 合においては、各社は 1. の責任を負いかねます。ただし、各 社は本項 1. に基づいて責任を負う手配代行者の過失が証明さ れたときはこの限りではありません。
 - ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日 程の変更もしくは旅行の中止。 イ. 運輸・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのため
 - に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ウ. 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病 による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、 旅行の由止
- 工, 自由行動中の事故
- オ. 食中毒

4:00

- 運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更な ど又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞 在時間の短縮
- 3. 手荷物について生じた本項 1. の損害については、損害発生の 翌日から起算して 21 日以内に各社に対して申し出があった場 合に限り、賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず 各社が行う賠償額はお一人あたり15万円までといたします。

8:00

16 特別補償

- 1. 各社は 15 の1.の各社の責任が生じるか否かを問わず、募集 型企画旅行契約約款特別補償規定により、お客様が募集型企 画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、 身体又は手荷物に被られた一定の損害について補償金及び見 舞金を支払います。
- 2. お客様が募集型企画旅行中にこうむられた損害が、お客様の 故意、酒酔い運転、疾病等又はリュージュ、ボブスレー、スカイ ダイビング、バンジーシャンプ、ハンググライダー搭乗などの 運動中の事故によるものであるときは、各社は前項の補償金 及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行 日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 3. 各社が本項1.に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償 義務を重ねて負う場合であっても一方の義務が履行されたと きはその金額の限度において補償金支払義務, 損害賠償義務 とも履行されたものとします。

- 1. お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくは お客様が各社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないこ とにより各社が損害を受けた場合は、各社はお客様から損害 の賠償を申し受けます
- 2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、各社から 提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画 旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行 サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において 速やかにその旨を各社、各社の手配代行者又は当該旅行サー ビス提供者に申し出なければなりません。

18 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2025年10月を基準としております。また、旅 行代金は、2025年10月現在有効なものとして公示されている航 空運賃・適用規則を基準として算出しています。

19 その他

- 1. お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合 のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生等に伴う諸 費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸 費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用 をお客様にご負担いただきます。
- 2. お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります が、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 3. いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。 4. 日程·発着地、使用する運輸機関·宿泊施設など、最終出発 案内は各社より 13 の1.で定めた日までにお客様にご連絡い
- 5. 日程等の変更からお客様が参加を取消される場合はすでに収 受した旅行代金の返済のみにかえさせていただきます。
- ※ お申し込みの際、必ず募集型企画旅行条件書、又は、募集型企 画旅行約款をお受け取りください。

20 旅程保証

- (1) 各計は、以下の表での左欄に掲げる契約内容の重要な変更(運 送・宿泊機関等が当該旅行サービスを行なっているにもかか わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の 不足が発生したことによるものは除きます。) が生じた場合 は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償 金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。 ただし、当該変更について各社に 15 「募集型企画旅行会社の責任」の1.に基づく責任が発生することが明らかである場 合には、この限りではありません。
- a. 次に掲げる事由による変更について、各社は変更補償金を支 払いません。(ただし、オーバーブッキングが発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - イ. 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
 - 口. 戦乱
 - 八. 暴動
 - . 官公署の命令
 - ホ. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止
 - N. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらな い運送サービスの提供
- ト. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置 b. 10 「旅行契約の解除·払戻し」の項の規定に基づいて募集
- 型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係 る変更も、変更補償金を支払いません。 (2) 各社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1 募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって
- 限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行 につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるとき 各社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 各社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後当該変更について、各社に 15 「募集型企画旅行会社の責任」 の1. の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場 合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を各社に返還し なければなりません。この場合、各社は 15 の 1.の規定に基づき各社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。
- (4) 各社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支 払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることが あります。

4:00

23:00

(素) 恋雨補償全

(衣) 変史開慎壶			
変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)		
支史開資並の文払いが必安とはる支史	旅行開始前	旅行開始後	
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は 旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は 観光施設(レストランを含みます。)その 他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又 は設備のより低い料金のものへの変更 変更後の等級及び設備の料金の合引 額が契約書面に記載した等級及び設備 のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	
4. 契約書面に記載した運送機関の種類 又は会社名の変更	1.0	2.0	
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港 港の異なる便への変更	1.0	2.0	
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外 との間における直行便の乗継便又は 経由便への変更	1.0	2.0	
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類 又は名称の変更	1.0	2.0	
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室 の種類、設備、景観その他の客室の条 件の変更	1.0	2.0	
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面 のツアー・タイトル中に記載があっ た事項の変更	2.5	5.0	
きょ 「歩く明か会」とは 火き亦声	についてth	C 88 + / \ \	

- 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。 確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間に変更が、「担保された旅行サービスの内容との関に変更が、 際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り
- 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運輸機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1
- 件として取り扱います。 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、 等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合に は適用しません
- 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗 車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、 1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号ま
- での率を適用せず、第9号によります。

■個人情報の取扱について

- ■事業所の名称
- 全国大学生活協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)
- ■個人情報保護管理者 当会 管理部 部長
- ■個人情報の利用目的
- ■個人情報の利用目的
 当会又は当会の受託営業所(以下、「当会ら」といいます。)は、お預かりした個人情報を、お客様への連絡およびお客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領の
 ための手続きに利用します。また、当会らは、(3)当会ら及び当会らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④符典サービスの提供、⑤統計資料の作成、に利用する場合があります。
 ■個人情報の第三者提供について
 場合して、他のなどもエカシャ、次準機関、度がなないと、大変性が系規
- 過会のは、他の旅行手配会社、交通機関、宿泊先など、お客様が希望される旅行に必要な手配先(外国にあるものを含む)に対して、手配に必要な項目の個人情報を提供します。なお、旅行先でのお買い物等の 便宜のため、お客様の個人情報を土産物店等に提供する場合があります。その場合、お客様の氏名、バスボート番号、及び搭乗する航空便名等に係る個人情報を予め電子的方法等で送付することによって提 供します。なお、これらの業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込みの店舗へ出発前までにお申し出ください。当会ら は、当会らが保有するお客様個人データにうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなど、お客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当会に加盟する生協へ提供する場合がありま す。当会に加盟する生協は、お客様が所属する生協の営業案内、催し物の案内、ご購入いただいた商品の発送、また、お客様のお申込みの簡素化のために個人データを利用する場合があります。また、事件事 故対応の目的等により、法令に基づく要請があった際にも、第三者提供を行う場合があります。
- ■個人情報の委託について 個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、当会が規定する個人情報管理基準を満たす事業者を選定して委託を行い、適切な取扱いが 行われるよう監督します。
- ■取得した個人情報の開示等及びお問合せ窓口 ■収待した個人情報の開バ等及びお同合す金数で ご本人からの求めにより、当会がこの申込書により取得した個人情報 の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停 止・消去(「開示等」といいます。)に応じます。開示等に応じる窓口は、 全国大学生協連ホームページ「お問合せフォーム」
- エビステエ max が、 No Sing Every A Sing Complex A Sing 予めご了承ください。

海外旅行保険のついた「あんサポ24」については、別途

条件に関してのお問い合わせがございましたら、お 申込み生協店舗にお問い合わせください。

●日程表にでてくる時間帯の目安

6:00

16:00

18:00

12:00

外務省海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/

厚生労働省検疫所ホームページ http://www.forth.go.jp/